

おたあ・ジュリア

——教養な一生が聞けるもの——

玄 香実

女と男の年表を古代から現在まで、在日朝鮮人二世の立場、見つめる機会を通じて、自分の一生をバルチャ(朝鮮語で宿命という意味)としてあきらめの中に生きたのではなく、自らのバルチャをたくましく切り開いていった素晴らしい女性たちと出会うことができた。

その一人が「おたあ・ジュリア」である。

豊臣秀吉の朝鮮侵略(文祿・慶長の役、一五

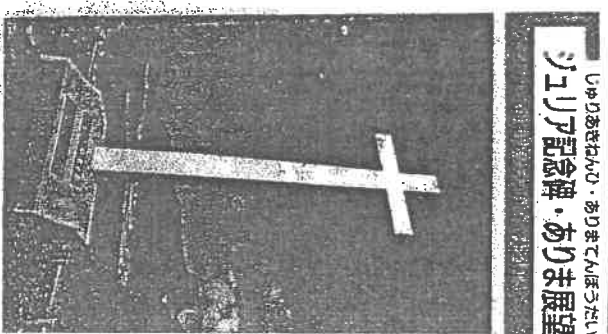
九一〜九八)は、武将たちが戦勝の証として、

首を持ち帰るのでは重いので、朝鮮人の鼻耳などを削いで塩漬けにして持ち帰ったという残酷な

虐害を繰り返していた。その遺跡は京都

東山の豊国神社のそばの耳塚)。

当時、多くの学者や陶工、技術者などが朝鮮



シユリア記念碑・ありま展望

島の南西端に位置するありまは前浜と集落を一望するこきる景勝地。

また、天止山の姿も見ることができます。隣接するジュリアのは白亜の大十字架。島で殉教を閉じたオクア・ジュリアをた碑です。

から運行されて行っただが、「おたあ・ジュリア」のような例は稀である。

朝鮮へ出兵した小西行長は、戦災孤児とな

て帰る、養女として育て、洗れさせ、名をジュ

リアとした。関ヶ原の戦いで小西家が滅ぶと

彼女は徳川家康に引き取られ、大奥に仕えた。

美貌で理知的なジュリアは、家康の側室になる

ことを拒みつけ、徳奥にも大奥で伝道を始め

ますます信仰を深めていった。一六二年、森

牧舎が発せられ家康から棄教を強要されるが、

拒否したために同年三月、流刑が決まり、大島

で二十日過ぎるものの、改心の意志がないと

の女流人が、ジュリアに感化され受洗を願った

との理由で、神津島への流刑となった。

当時数軒しか家がない寂しい孤島で、彼女は

時には薬師・産婆となって島民を助け、死に顔

した人がいれば恐れることはないといひを捧げ

た。ジュリアはこの島で四十年、信仰一筋に生

き、一六五二年その波瀾にみちた生涯を終えた。

神津島の人々はジュリアを慕ひ、流人墓地

いつ。

した。歴史の愚は繰り返されてはならないと願

返されるチマ・チヨゴリ事件、私は眠れない最

ルチャを強いられた朝鮮人女性、またもや繰り

神的にも屈辱を受け、ジュリアよりも悲しいバ

従軍慰安婦として連行され、肉体的にも、精

一体、何が変わったというのだろうか。

あの時代と、私の生きている今のこの時代と

ている。「おたあ・ジュリア」が生きた四百年前

まじさは、時空を超えて多くの問題を投げかけ

「おたあ・ジュリア」の生きざまと権力のおぞ

私の故郷、済州島への思いと重なりあっていた

墓前に立つたとき、それはまだ行かないでいる

望郷の念はどれほどであっただろうか。彼女の

に忠実な生きかたを貫いたとはいえず、祖国への

強臣の歴史のはざまに、ジュリアが慈愛と信仰

豊臣秀吉の朝鮮侵略、徳川家康のキリシタン

ア祭を行っている。

祀り、毎年五月には、豊臣一休としてジュリア

の真ん中に朝鮮式の墓を建て、守護聖人として

ア祭を行っている。

祀り、毎年五月には、豊臣一休としてジュリア

の真ん中に朝鮮式の墓を建て、守護聖人として

ア祭を行っている。

祀り、毎年五月には、豊臣一休としてジュリア

見る 流人墓地

P57-A2 るにんほち

村落中部にある流人墓地。キリシタン禁令にふれてこの島で殉教の生涯を閉ジュリアの墓碑が立つ。をしていて、田の字形をが十字架を表している。周囲には、5代将軍徳川秀忠、老、武士など60人余りの神津島港→徒歩15分。

豊臣秀吉の朝鮮侵略

「秀吉は、キリスト教を巧みに使っています。秀吉は片方でキリシタンの弾圧をやって、片方でキリシタン大名を使っています。……従軍宣教師まで許しています」(小田実『生きる術としての哲学』岩波書店 参考：小田実『民岩太閤記』)

——おたあ・ジュリア——数奇な一生が問いかけるもの

※玄 香実 (著) 藤波書店 (機) 1998. 10 月号 (別紙参照)

1 天声人語

ジュリアおたあは豊臣の女性だ。豊臣秀吉の朝鮮出兵で朝鮮半島から連れてこられ、キリシタン大名のもと洗礼を受けた。関ヶ原の戦い後は徳川家康に厚遇されたが、棄教を拒んで島流しにされたと伝えられる。いずれも宣教師らの文書に書かれているが、日本の資料はなかった▲そのおたあによる直筆の書状が初めて見つかった。あて先は生き別れた弟の村田安政で、1609年に書かれたようだ。当時は家康の側室に仕えており、弟に似た者がいると聞いて秋藩に問い合わせる内容だ▲朝鮮王朝の貴族階級出身で、別れたころは19歳、弟は6歳ほどだったと記述。「手に青いあざ、足に柿色のおさがあつたが、あはだにもありませんか」などと尋ねている。その後に駿府城で再会し、小榊が家康から安政へ贈られたと伝わる▲安政から数えて14代目の子孫が埼玉県にいて聞き、村田矩夫さん(81)を訪ねた。「家康公から賜った家宝がある」と父親から聞いたのは、50年ほど前だった。多くを語らずに亡くなったが、「私も年を取って氣になり、探し始めた」という草履のトラウマなどが見つかったのは約5年前で、大坂の長兄宅の押し入れだった。出てきた小榊や文書を見て、村田さんは「後世に伝えなければ」と考えた。萩博物館へ寄贈し、いま公開されている。「義務を果たせてほつとして」と話す▲美しいかな文筆に、どんな人だったのかと考える。小説などで描かれてきたおたあが確かにいた。残っていて良かった。2023.6.8

朝日新聞 (2023. 6/8) ——おたあ直筆の書状発見——

(在日コリアン) 父世の無国籍

斉藤ゆうこ (荒川区議会議員)

サンフランシスコ講和条約から65年経ったけれど……最近、特別永住者の四世の朝鮮籍の赤ちゃんが、区役所の届出説明不備によって戸籍を抹消される、という事件があり、入管法による支配の実態が浮き彫りになりました。特別永住者は、「サンフランシスコ講和条約国難離脱者」(旧植民地出身者)とその子孫ですが、サ条約によって「国難離脱者」とされた経路が解らなくなっている現状があります。日本は、1945年の敗戦から7年にわたるアメリカの軍事占領を経て、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効で形式的な「独立」をしました。朝鮮戦争、ベトナム戦争に始まり、以降もアメリカの戦略の片棒を担いできた歴史を考えると、これがいかにまやかしの独立であったのか、思い知らされます。日米地位協定が憲法の上位にあることを示す沖縄の事件や事故。首都東京の米軍横田基地に米軍司令部が置かれ、トランプ大統領はここから出入国しました。通貨や通商・経済面では市場開放や規制撤廃の要求にさらされ続け、専ら従属状態にあります。至んだ戦後に終止符を打ち、こうした日米関係と対アジア関係を变えたい。日本が真に独立し、経済や政治や文化を自立的に発展させてアジアと互惠平等の関係を築く。……べ平連の高校生から50年、私は切にそう思います。

憲法発布 70年目の世直し

「小田実没後8、10年サンボシワム(2015、17年)の記録から」

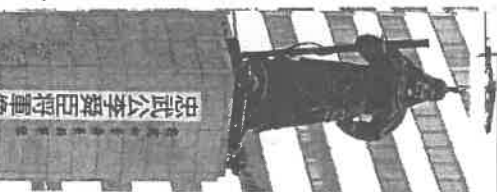
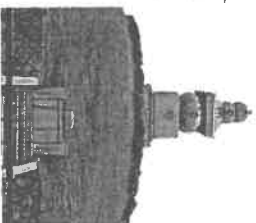
⑩ キリスト教の禁止



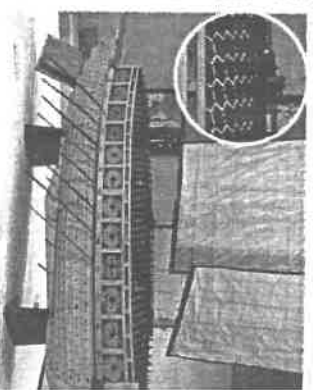
●二十六聖人殉教(中田秀教筆) 1596年, 宣教師や信者がとらえられ, 翌年, 長崎で処刑されました。

●耳塚(京都市) 耳や鼻は人格を表すとされたため, 首の代わりに耳や鼻をてがらの証にすることがありました。秀吉は戦場が遠方であつたため, 耳や鼻をてがらとして送らせました。送られた耳や鼻は供養されました。

●李舜臣(1545~98) 朝鮮の武将です。朝鮮半島では英雄とされ, 各地に像があります。ソウル市内(20世紀建立)



●龜甲船(復元模型) 李舜臣の改良といわれる武裝船です。鉄とげをつけた鉄板で屋根をおおっています。船の側面には大砲を撃つための穴があります。佐賀県 名護屋城博物館蔵



中世社会(歴史) 学べる歴史から

秀吉, 九州平定(1587年)
↓長崎の寄進←p.87を知る
パレン追放令(1587年)
宣教師を国外追放。布教の禁止(南蛮貿易は奨励)

スペイン船が漂着(1596年)
↓スペインの日本征服を疑う
二十六聖人殉教(1597年)

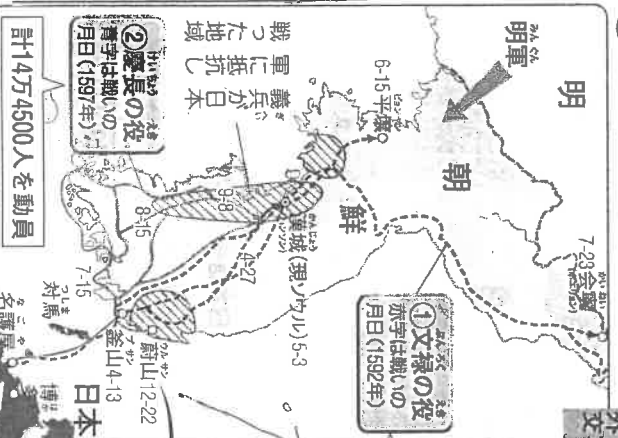
文政の役・慶長の役と記述(1592) (1597)
「正しい歴史認識は平和と文化共生社会を築くことができる」

③ 文禄の役・慶長の役

④九州平定後の秀吉の動き ←p.89年表

1587年 九州平定。朝鮮に明征服の協力を要求
1588年 刀狩令①②。海賊取締令(倭寇などの海賊行為を禁止)
1590年 全国統一。祝いの朝鮮使節を服属の使節と思ひ面会
1591年 身分統制令③④。明征服を決め, 名護屋城を築く
1592年 3月, 名護屋へ向かう(文禄の役)
4月, 小西行長らが釜山に上陸。明への道を貸して欲しいと求めるが返事がないので攻撃する
7月, 李舜臣の水軍90余隻が日本船70余隻を撃沈
12月, 明軍4万3000人が参戦
1593年 明と和議交渉
1596年 明の使者と面会し, 明の皇帝から日本国王に任命されたことを知る。使者が, 朝鮮からの日本軍の撤退を求めると激怒
1597年 再び戦いを始める(慶長の役)

⑤ 日本軍の動き



パレン追放令後も南蛮貿易は奨励
高山国(台湾)やルソン(フィリピン)に服属を求める

①磁器(焼き物)の種類←p.86

文禄の役・慶長の役のとき伝わったもの

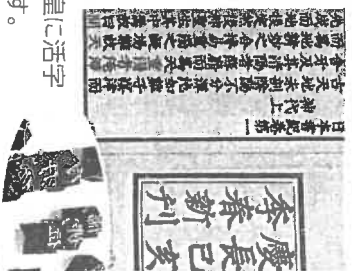
②活字(印刷用の文字)

●初開の有田(伊万里)焼
陶工の参平は文禄の役・慶長の役で日本に運行され, 肥前国有田(佐賀県)で磁器をつくつたといわれています。
佐賀県立九州陶磁文化館蔵(柴田夫妻コレクション) 口径20.4cm



●木の活字で印刷された「日本書紀」 秀吉は戦利品として朝鮮からもたらされた銅の活字を天皇に献上しました。天皇はこれを参考に木の活字をつくらせ, 本を印刷しました。

●銅の活字 徳川家康が天皇に活字を借りてつくらせたものです。



最
い
が
い
立
（直ちに原
説（法改正
明確にし

最高裁は「憲法
いが、……選挙権を付
い……立法政策にかか
(直ちに原告の主張を認め
説)法改正して外国人に
明確にし、論争の舞台

最高裁は「憲法九三条一項は外國人に地方
いが、……選舉權を付与する措置を講じることとは
い……立法政策にかかわる事柄」との判決を下
（直ちに原告の主張を認め、外國人に選舉權を認めない
説（法改正して外國人にも付与することは憲法違反で
明確にし、論争の舞台は司法から立法機關（国会）

最高裁は「憲法九三條二項は外國人に地方參政權を保障したものとはいえな
いが、……選舉權を付与する措置を講じることが憲法上禁止されているものではな
い……立法政策にかかわる事柄」との判決を下しました。最高裁は、憲法要請説
(直ちに原告の主張を認め、外國人に選舉權を認めない公職選舉法は違憲)ではなく、許容
説(法改正して外國人にも付与することは憲法違反ではなく、立法政策の問題)の立場を
明確にし、論争の舞台は司法から立法機關(国会)に移りました。

最高裁は「憲法九二条二項は外国人に地方参政権を保障したものとはいえな
いが、……選挙権を付与する措置を講じることが憲法上禁止されているものではな
い……立法政策にかかわる事柄」との判決を下しました。最高裁は、憲法要請説
(直ちに原告の主張を認め、外国人に選挙権を認めない公職選挙法は違憲)ではなく、許容
説(法改正して外国人にも付与することは憲法違反ではなく、立法政策の問題)の立場を
明確にし、論争の舞台は司法から立法機関(国会)に移りました。

在日韓国・朝鮮人の国籍と法的地位の変遷			
年月日	根拠法令 など	国籍	法的地位（在留資格）
1945年9月2日	日本、降伏文書に署名	日本国籍のまま	
1945年11月1日	GHQ初期基本指令	解放民族として処遇（日本国籍を保持している）	
1947年5月2日	外国人登録令	この勅令の適用については当分の間、外国人とみなす。国籍欄は一律に朝鮮	
1948年	8月15日、大韓民国樹立 9月9日、朝鮮民主主義人民共和国樹立		
1950年2月23日	閣議決定	公文書に韓国の名称使用を認め、外国人登録令の国籍欄も「韓国」を認める	
1952年4月19日	法務省民事局長通達	日本国籍を喪失、外国人として処遇	
1952年4月28日	外国人登録法		
1952年4月28日	法律126号		126-26（勤務及び在留に制限なし）、平和条効後に生まれたそのもたちは特定在留（年間3年）
1965年6月22日	日韓条約締結	法的地位協定で協定永住制度新設、許可者は「韓国」籍に、同時に国交正常化により「韓国」は国籍、「朝鮮」は地名の扱い	法的地位協定で協定永住制度新設、許可者は「特定永住」に
1982年1月1日	出入国管理及び難民認定法		協定永住を申請した126-26及び41-16当に特例で永住を付与協定永住、韓国永住
1991年11月1日	出入国管理特別法		本化して「特別永住」

票で変える女たちの会

票を持ってない「市民」として

玄香実

ヒョウコヤシロ

稿)

票で変える女たちの会

票を持ってない「市民」として

玄香実

ヒョウコヤシロ

稿)

戦後神戸で生まれ育つた特別永住在日コリアン二世である私には国籍に基づく国政参政権も居住地に基づく地方参政权も付与されていない。特別永住在日コリアンは朝鮮が日本植民地だった時代、徴用、徴兵等で日本に居住することになった朝鮮半島出身者一世とその子孫。参政権の持てない私たちも、納税義務は日本国籍扱いで徴収される。その「血税」が「政党助成金」として一票を買収（買収する）ことに使われた。

公職選挙法違反の裁判において夫の河井寛行議員からお金を受け取った広島県の地方議員は「買収の為のお金だと思った」、「受け取らなかった議員は」「一票でも手伝うことができぬ」と証言している。河井夫妻は政党助成金ではないと否定しているようだ。が、「血税」の呆れたような使い方に私は憤怒を禁じえない。一票を付与されず、納税義務だけを負わされた私たち市民に「政党助成金」を返せと言いたい。

先の参議院選挙で広島選出の河井案里議員は「これは安倍総理から、これは一階幹事長から」と原議、市議、議長らに現金をばらまき沢山の票を血税で買い当選した。その後、現推進本部（代表 故小田美）の東

京事務局長を私は任せ、全国の日本市民は勿論、在日コリアン同胞からも心熱い支援をいただいた。被災直後、市民が市民を助け「市民救援基金」を創設した小田実さんの呼びかけに応えた市民は「従来の義援金だと私のお金が困っている被災者のもとに行かないで、道路や建物の復旧に使われかねない、あなた方なら信用できる」と全国から基金を寄せてくれた。そのお金は行政の隙間で義援金が届いていない障害者施設、老人ホーム、無認可保育園、外国人学校震災被災孤児などに届けられた。運動を全国に広げる為、新聞意見広告を出した。それを見た私が主宰する学習塾の保護者は「玄さん、名前があつた。同胞として誇らし」とキムチを売って稼いだお金をカンパし、次の意見広告に名前を寄せてくれた。ある地方で集会をした時「日本人がやることをあなたがしている。頑張つて」と被災地へ中古バスを送ってくれた同胞もいた。

私と同じように一票を持てない同胞も、辛苦に満ちた歴史を経て日本各地で地域住民としてたくましく生きていく。一票を買収するために「血税」でもある政党助成金から何

千万円というお金が使われた。その「血税」の使途は、「市民Ⅱ議員立法」運動へ寄せられた市民の労働の汗がにじんだカンパとは天と地ほどの差がある。そのカンパは「被災者生活再建支援法」成立に注がれた人間への愛、希望であつた。

日本在住外国人は昨年末現在二九三万人である。日本では外国人の「地方参政権」については、主権人權をどうとらえるかではなく、政争の道具に使われてきた。かつて小池都知事が新党を創ろうとした時、地方参政権付与に反対する政策協定書を旧民進党議員への「踏み絵」にした。

自民党は、憲法九三条第二項の「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方の公共団体の住民が、直接これを選挙する」を改憲草案で「日本国憲法をなす者」と書き換えようとしている。「住民による住民の為に住民の政治」とする地方自治体の本旨に示す。

~~私~~外国人への指紋押捺・拒否運動で拒否拒否をしていた時、ある区の外国人登録案内ブックを見て愕然

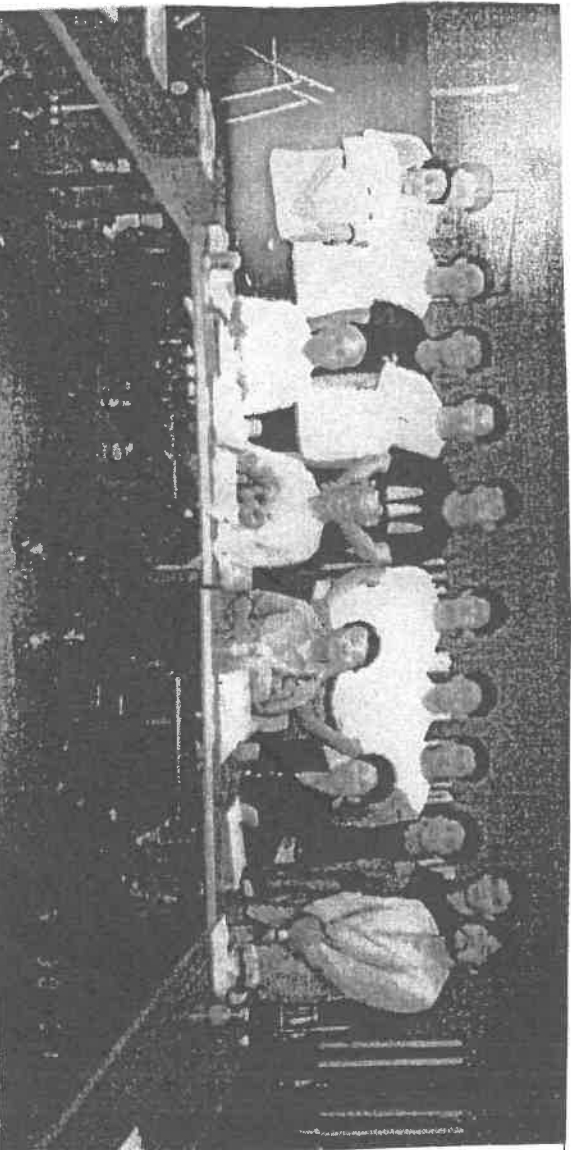
とした。その案内文には「帰化した者」という言葉が無造作に使われていた。私は「帰化」ではなく「日本国籍取得」と書き換えるべきと提言した。その提言は採用されその後、外国人登録案内ブックから「帰化」は消え「日本国籍取得」と書き換えられた。私たちが在日コリアンは辛い歴史を強いられたいにより、日本の行政、人々が何気なく使う言葉の一つ一つにも敏感に反応するようになっている。

在日コリアンも今や三世、四世、五世が登場している。選挙年齢が一八歳以上になり、日本では主権者教育が広がっている。しかし、『有権者とは誰？』（藪野祐三著・岩波書店刊）を読んでも同じ一八歳で一票を持ってない人への考察は言及されていない。同じ「消費者市民」「生活者市民」でありながら一票を付与されない選挙権除外者の存在が日本中の市民たちの疑問とならないことが不思議だ。

戦後七五年の年月の間でも、議論され、是正されなかったことが日本の現状である。有権者ひとり一人が一票をもたざれない人の基本的人権に敏感にならなければ、この国の未来は暗黒だと思う。

参考 『これは人間の国か』市民Ⅱ議員立法実現推進本部 発売リプロ

社



無防備都市を襲った「M7.2」

阪神電鉄の大石―新在家間(神戸市東灘区)では高架の道床が崩れ、走ってきた電車が脱線。乗客7人が病

は、地
つた
つた
から
生か
災地
阻止
未
延
3

避難先の校庭でおにぎりを分け合う

避難先の校庭でおにぎりを分け合う
親子(神戸市東灘区)。被災地の学校
は避難してきた人々でいっぱいにな
り、よくこま暑となり下、也面こ布丑

一九九五年

1月17日

午前五時四六分、阪神淡路大震災が起きる

24
日

小田実、新聞紙上で「市民救援基金」の募集を呼びかける

4月1日

「市民救援基金」活動が始まる（子細は本文参照）

9月23日

「市民救援基金」大報告会（於／山村サロンと三田谷学園）

23
日

「被災地連帯ツアー」

一九九六年

3月21日

兵庫県庁で「阪神・淡路大震災被災地からの緊急・要求声明」発表

4月19日

東京集会（於／池袋・東京芸術劇場五階ホール）

大震災声明の会

5月29日

「生活再建援助法案」発表（兵庫県庁）

6月15日

衆参国会議員全員に法案の賛否を問うアンケートの郵送開始

7
月
12
日

有楽町マリオン前で筏頭演説会

17
日

第二回東京集会（於／中野サンプラザ八階第一集会室）

9月26日

「市民」議員立法実現推進本部」設置。兵庫県庁で記者会見

28
目

芦屋で「被災二十カ月・被災者が思いの丈を語り、聞く会」

29
日

「市民」議員立法實現推進集会」
(於／三田谷治療教育院)

10月4日

アンケート集計結果発表。東京・兵庫で同時記者会見

19
日

東京で第三回東京集会（於／文京シビックセンター・スカイホール）

「市民救援基金」

1995年(平成7年)5月4日

木曜日

神 戶 新 屋

小田実さん呼びかけ

阪神朝鮮初級学校に

阪神大震災の被災者を「せんが呼び掛け、密命を授けよ」と、作家の小田実として開設した「市長教

[illegible]

1996年

11月13日 兵庫 芦屋で兵庫集会（於／山村サロン）
 28日 東京 有楽町マリオン前で街頭演説会
 29日 東京 議員会館で「市民」議員協議会
 12月4日 兵庫 芦屋で兵庫集会（於／山村サロン）
 6日 東京 議員会館で「市民」議員立法研究会
 11日 兵庫 芦屋で兵庫集会（於／山村サロン）
 20日 「市民」議員調査・激励団」被災地来訪。芦屋市役所で記者会見
 第二回「市民」議員立法研究会」

写真

一九九七年

1月7日 兵庫 芦屋で兵庫集会（於／山村サロン）
 16日 東京 議員会館で第三回「市民」議員立法研究会」
 18日 東京 文京で第四回「東京集会」
 31日 東京 議員会館で「第二次修正案」発表記者会見
 同所で第四回「市民」議員立法研究会」
 2月20日 東京 議員会館で第五回「市民」議員立法研究会」
 27日 東京 議員会館で第六回「市民」議員立法研究会」
 3月7日 東京 豊島区民センターで第五回「東京集会」
 8日 兵庫 三宮フェニックスプラザで兵庫集会
 3月15日 兵庫 井上ひさし・小田実「二人の文学者が震災を語る」松方ホール



臨時国会召集に合わせて、災害被災者等支援法案の成立を訴えてデモ行進す

4月10日 東京 議員会館で第七回「市民」議員立法研究会」
 20日 東京 台場で第六回「東京集会」
 21日 東京 首相 衆参両議長に集会決議 要望書提出
 議員会館で第八回「市民」議員立法研究会」
 25日 東京 「市民」議員立法」による「災害被災者等支援法案」（仮称）骨子発表
 市民「議員立法「災害被災者等支援法案」発表
 「災害被災者等支援法案」参議院に上程
 国会議事堂周辺をアピール行進（写真）
 5月15日 東京
 20日 東京 法案上程・東京行動報告会
 24日 東京 有楽町で審議入り求めて「リレートーク」
 26日 東京 議員会館で第九回「市民」議員立法研究会」
 審議入りを求める請願書提出（29日も）
 28日 東京 「人間の国」意見広告 東京都内版朝刊に掲載
 30日 東京 「人間の国」意見広告 東京都内版朝刊に掲載
 6月3日 東京 被災者への公的支援を実現する6・3決起東京集会で報告
 17日 参議院議院運営委員会「災害被災者等支援法案」
 「災害対策特別委員会」へ付託決定
 16時20分「災害対策特別委員会」で法案趣旨説明
 参議院本会議で継続審議決定
 18日 東京 「人間の国」大報告集会「災害被災者等支援法案」成立をめざして 文京シビックセンター
 29日 東京 員原兵庫県知事と会談
 7月14日 兵庫 佐山神戸市長と会談
 26日 兵庫 「臨時国会で成立を！」集会（於／三宮勤労会館）
 8月12日 兵庫 「日独平和フォーラム」一行、被災地見学（於／長田

区・ポトアイランド」
 14日 大阪 「日独平和フォーラム」シンポジウムで報告
 18日 東京 参議院「災害対策特別委員会」浦田勝委員長と会談
 22日 兵庫 「税経新人会全国協議会」全国研修会で小田実講演
 25日 東京 全国地方議員政策研究会（ローパス）にてアピール
 同会で「災害被災者等支援法案」審議成立を求める意見書可決
 29日 東京 保谷市長・議長を表敬訪問
 9月1日 東京 防災の日 首都圏連統街頭宣伝（新宿・保谷・藤沢）
 アネッテ・リヒター&ベータ・リヒター参加（日独平和フォーラム 地方公務員）
 「今こそ法案成立を全国大集会」（於／文京区民センター）
 声明「常識」を通す「人間の国」へ」発表
 22日 兵庫 尼崎市・川西市市長／市議会議長へ国会議員と共に要請行動
 24日 兵庫 宝塚市・西宮市・芦屋市長／市議会議長へ国会議員と共に要請行動
 29日 東京 臨時国会開催 被災地より五〇名の被災者上京
 10月1日 東京 議員会館で第一〇回「市民」議員立法研究会」
 16日 東京 議員会館で第一一回「市民」議員立法研究会」
 19日 兵庫 「災害被災者等支援法案」実現！集会（於／三宮フェニックスプラザ）
 31日 兵庫 参議院災害対策特別委員会視察団へ要望書手渡す
 11月4日 東京 「災害被災者等支援法案」実現！リレートーク（於／有楽町マリオン前）「一日でも早い『災害被災者等支援法案』審議入り・成立を求める共同声明」発表



(有楽町駅前リレートーク)

素粒子

(朝日)

1996年(平成8年)

7月12日

「震災被災者の公的援助を求める「市民立法」運動は、被災者自身による歴史の創造である」

さて、震災被災者生活援助の市民立法を目指す動きに、国会議員たちはどう考えるだろう。

(6/19)

震災の被災者の公的援助を求める「市民立法」法案は、高らかに鳴る「人権宣言」である。

(7/10)

被災者援助法を求める小田実さんたちの街頭演説を二時間聴いた。ごく当然の要求だった。

(7/14)

国民の圧倒的多数が震災被災者に公的援助をと。自分の問題として考えれば当然の帰結だ。

(7/15)

震災被災地で公的援助の「市民立法」は大きな論点だ。国家について思考する原点だから。

(9/12)

震災被災者の公的援助・市民立法に議員の賛同をさらに求める。ここに生き方の基本あり。

(9/19)

人権の問題でいえば、沖縄も震災の被災者も「人間の国」の外にある点で同じなのである。

(9/18)

震災被災者のためにかくもかたくなに公金を使おうとしないのではまるで「毛針国家」だ。

(9/25)

震災被災者の公的援助「市民立法」は、地震列島必害の、普遍性ある選挙の訴えとなるだろう。

(9/26)

個人補償はしないと政府はいうが、被災者はあの震災だけではなく潜在的に国民みんなだ。

(9/30)

被災地と東京の立候補予定者に「公的援助市民立法」アンケートが回す、人間の国への道。

(10/4)

震災へ声明の会の一部地区立候補予定者調査で、回答者全員が被災者の公的援助に賛成。

(10/1)



(国会前座り込み)



(国会前座り込み)

1992年11月

19日 東京 被災地より一〇名の被災者上京 参議院へ要請行動
26日 東京 参議院・衆議院へ請願デモ行進
被災者数十名・支援者百名以上が、暴風雨の中、国会を黄色い布で取り巻く「公的援助」で被災者をな
ぜ救わないのか。怒り憂える声明」発表
12月2日 兵庫 「法案成立！被災地総決起集会」（於／三宮フェニックスプラザ）
5日 東京 法案の本格審議・成立を求め、被災者八名座り込み開始（会期末まで）

6日 兵庫 国会前の座り込み支援のために被災者二〇名で座り込み開始
8日 東京 国会前の座り込みにアメリカ合衆国の人権運動家デイヴィッド・デリンジャー氏参加
9日 国会前の座り込みのため、夜行バスで被災者百名上京野党三党案「阪神・淡路大震災被災者支援法」参院
上程
10日 参議院の浦田勝災特委員長（自民）の呼びかけで史上初の「被災者支援のあり方についての勉強会」開
かれる
12日 参議院本会議で再び継続審議決定

一九九八年

1月5日 兵庫 「黄色い旗開き」全国から寄せられた四〇〇枚の「寄せ書きの黄布」ひるがえる（於／神戸市立東遊園地）
10日 広島 栗原君子参議院議員らとともに「イエローアクション」11日も
12日 東京 第一四二回通常国会開催
国会前「黄色い旗開き」被災者・県外避難者・区議・市議・支援者
16日 兵庫 「すべての震災死追悼と生き残ったものの生き残りのために我々ができることを語り合う集い」（於／フェ
ニックスプラザ前）
17日 兵庫 「98・1・17震災三年市民宣言」発表（於／フェニックスプラザ前）
18日 東京 災害被災者等支援法実現集会（於／文京区民センター）
19日 東京 国会内外要請行動
28日 東京 「被災者支援法実現・議員の会」にて実現すべき「三つの原則」確認
2月2日 兵庫 ポートアイランド仮設自治会にて勉強会開催 記者会見
「大蔵」の横暴に怒る二月声明 発表
11日 東京 新宿歩行者天国&中野駅前にてアピール活動

一九九八年

アピール活動

12日 東京 議員会館にて第二二回「市民」議員立法研究会
地下鉄永田町駅前にてチラシ配布／参院議員会館前にて
18日 東京 参議院議員会館にて「市民」議員共同声明」発表
22日 東京 リレートーク（於／有楽町マリオン前）
銀座歩行者天国にてアピール行進
23日 東京 国会にて、社会民主党への要請書提出
3月1日 東京 渋谷一周アピール行進 被災者・支援者・国会議員・神戸市議・地方議員
2日 東京 村上正邦幹事長（自民）・土井たか子党首（社民）鳩山由起夫幹事長（民主）とそれぞれ会談「市民」議員
立法」を軸に新たな支援法を生み出す方向と方法を話し合う
11日 兵庫 兵庫県庁にて記者会見「災害被災者等支援法案三月声明」発表
18日 「市民の皆さんへの訴え」発表
20日 東京 参議院災害対策特別委員会開催 被災者ら約二〇名傍聴
22日 東京 荻窪駅南口／亀戸駅前でアピール活動 地元市民と被災者交流
23日 東京 「公的援助法」成立を求める全国集会」（於／飯田橋・シニアワーク東京）
「災害被災者等支援法案」市民声明発表
29日 東京 荻窪駅北口／練馬区光が丘でアピール活動 地元市民と被災者交流
4月4日 兵庫 「被災地決起集会」開催（於／神戸市勤労会館）
「災害被災者等支援法案 四月声明」発表



10

「人間の国」へ。

◆9月29日(月)は国会開会にあわせて、東京・国会デモ。4時、参議院議員会館前に集まろう。
※連絡は、電話.03(3813)6584 FAX.03(5684)5870 ◆震災後33カ月目、10月18日(土)は神戸・被災地現場訪問(2時、新幹線神戸駅集合)。仮設住宅で1泊可。10月19日(日)は被災地集会(3時、三宮・フェニックスプラザ)。被災者とともに参加しよう。連絡は推進本部。◆国会への請願署名が力。署名と支持表明をFAX・郵便で推進本部へ。◆地元議員・自治体への働きかけを。

意見広告
「阪神淡路大震災」の被災者は棄民。このままでは今後の大災害で誰もが棄てられる。被災後三三三カ月、餓死を含めて孤獨死は七〇人余。建物、道路の復興は成っても、市民の生活再建は成らず。これは「人間の国」か。この惨状を救い、今後市民誰もが安心して生きるためには「公的援助」は不可欠。「市民発議」の「市民議員立法」、「阪神淡路大震災」の被災から始める「災害被災者等支援法」の実現を、党議拘束を外しても、今国会に私たちが強く求める。

- 木下順二 澤大防一 菅原良雄 藤原将人
本多秋五 久野収 岩波書店労働組合 今井勉
新藤兼人 東京大学大学院生有志 友久茂子
田中澄江 高木町子供文庫 垣成和子
岡部伊都子 須志田スミ子 植木幸夫 幸栄
ちばてうや 原崎敏 岩川令子
大岡信 塩沢美代子 金子ゆみ子
安野光雅 阿部百合子 市民ネット
井上ひさし 佐藤和夫 丸山摂子
澤地久枝 真名子彰 伊原康正
灰谷重次郎 大林章 飯塚謙一
木島始 三橋啓子 平井一弘
平吉澄州 西郷信綱 旗手みどり 斎藤一誠
高野孟 垣屋礼治郎 坂本至
武谷三男 毛利孝雄 渡辺大明
色川大吉 米田壽子 井原万安
松本三之介 富吉スミ子 六島純雄
高史朗 原寛志 二七の後の会大宮
磯崎新 寺瀬真優美 澤田良文
赤瀬川準 前田智子 星信子
石川逸子 松崎民雄 高山昭夫
奈良本辰也 都築明子 韓英子
田辺聖子 塚本友彦 九浜江里子
藤沢令夫 川口京子 後藤智巳
三浦綾子 渡辺恒子 保谷生活者ネット
寿岳章子 姫野脩 坂元良江
宇井純 田邊真理子 アラン・二七会
山田慶児 わてネットだす 小田実
海老坂武 牧田松子 早川和男
中井久夫 藤原千晴 伊賀興一
針生一郎 江上久美子 山村雅治
中島純子

これは意見広告活動。以後この活動を継続。賛同署名とカンパ(一口2万円)を左記へ。

市民議員立法実現推進本部

代表/小田実 事務局長/山村雅治 玄 香美
阪神・淡路大震災被災地からの緊急・要求声明の会
「被災者に公的援助を」市民議員立法実現推進本部(庶民)
事務局/〒659 神戸市船場4-1-301 山村ロビン
TEL/0797-138-2585
FAX/0797-138-5252
郵便振替口座番号/01100-2-198466

被災者五〇名以上上京 座り込み チラシ配り 請願デモ
22日 東京 「災害被災者等支援法案 4・22声明」発表 記者会見
5月7日 東京 請願デモ行進

「災害被災者等支援法案 5・7声明」発表
11日 兵庫 三宮フェニックスプラザ前で座り込み開始(13日まで)
14日 東京 請願デモ行進

5月15日 東京 衆院本会議で「被災者生活再建支援法」可決、成立

「災害被災者等支援法案 5・15声明」発表 記者会見

6月19日 兵庫 市民「議員立法実現推進本部全国集会(於/山村サロン)」

21日 東京 市民「議員立法実現推進本部東京集会(於/文京区民センター)」

25日 兵庫 貝原兵庫県知事と会談 (於/県庁)

9月28日 兵庫 貝原兵庫県知事と会談 (於/県庁) 「被災者生活支援法」付帯決議部分拡充要求

(編・山村雅治)

随論 日本人の精神

小田実

党がかたちづけられ、動く。また、政治全体を動かし、流動化し、活性化する。これが全体としての「市民」議員立法運動だ。

今、議会政治は、自民党、民主党、公明党、共産党……というぐあいにはいわばタテ割りに固定されてしまっている。あるいは、そのかたちで与野党、二大政党対立の構図ができてあがる。その固定の下で、与野党の馴れ合いも政局の無意味な膠着も、さらには「吊るし」まで起こる。市民が提起する、それだけ市民にとって切実な問題ごとに「A、B、C……市民「議員立法」党がかたちづけられ(念のために言っておきたい。市民にとって切実な問題は何も地域のゴミ処理の問題だけではない。国家予算の問題も、「日米安保」も自衛隊の「海外派兵」も、すべて市民の切実な問題としてある)、そのいろんな政党のあいだを議員が市民とともにヨコに交錯して動くことは、タテ割りの固定、硬直した政党政治の構造をそのヨコの動きでぶち破って、政治を「主権在民」の民主主義政治のあるべき姿に少しでも近づけることになる。それが私たちの「市民「議員立法」運動の展開のなかで私が考え、望んだことだ。ひとつつけ加えて書いておけば、政治のありようはこれまでくり返して述べて来たようにたしかに日本がもっともひどいかも知れない、しかし、孫文が指摘していたように。世界各国、日本と同じ問題をもつ。私は、私たちの「市民「議員立法」運動は問題解決の先鞭をつける動きだと考えている。

百四十三

「市民の「創成権」の行使、法律づくりとまでは行かなくても、私は、市民は自分が直面する、そう自分が考える(多くの場合、考えざるを得ない)政治問題について、自分の生活実感、思想実感に根ざした自分自身の政策をかたちづくり、もつべきだと思ふ。

私は、あらゆる法制度、法律は同じようなやり方でつくられるべきだと考えるのだが、その制定過程はともかく、日本の憲法―「平和憲法」はまさにそんなふうなかたちでありつづけて来ているのではないかと思う。だからこそ今もって人びとのあいだで「護憲」の気持は強い。

まず、それは戦争でひどい目にあった、それこそ「殺され、焼かれ、奪われる」歴史をもちに受けた生活実感に基づいたものとしてあった。しかし、日本人は「殺され、焼かれ、奪われる」歴史をもつただけではない。そのまに「殺し、焼き、奪う」歴史をさんざん他国、他民族にせおわせて来た。そこまで考えが及べば、生活実感はより普遍性をもった思想実感になる。思想実感を生活実感が裏打ちしている。だから強い。この思想実感の上に、すべての戦争を否定する平和主義がかたちづけられる。その平和主義を「前文」とし、「第九条」にさらに具体化して法制度としたのが「平和憲法」だ―自分で「市民「議員立法」の運動をつづけているなかで、私に「平和憲法」のその構造の姿かたちがあらためて明瞭に見えて来た。それはそれだけ「平和憲法」の重要な価値を再確認することでもあった。

「災害被災者支援活動」が参加者

被災して一年後も被災者は困難し、住居を失つ中流生活者こそ一重ロ一で苦しみ、仮設住宅での孤獨死、自殺が相次いでいた。しかし、当時の村山富市首相は「自然災害により個人が被害を受けた場合には、自助努力による回復が原則」(衆院本会議)と述べた。そんな中、小田さん

「市民」議員立法「實現
推進本部・元東京事務局長
玄香実

香實



。ノミナリテヤ

を可決・採択した。

「市販立法」をだたほしう」と語った。

17名の賛同議員が1
き急に「議員立送」に
ついて、恒久注
民案と時限立法の
共同の「被災者支
援法」が試
案が審議され、上
院での活動、被災地や
他内各地での集会やリ
ンクを結んで9年5月、
「災害被災者等支援法
案」が参院審判に上
程された。そこで小田
さんは「建物や道路を
作る」とひとりの
議員としてのアツキ、国会前
で上京する被災者や
古いバスで夜通し揺ら
る労働者が連転する
アツキ、関西生コ
レートの活動、被災地や

ていたから、一部損壊で、いは切実である。

*

災害被災者等支援法案 要綱

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

題名を「災害被災者等支援法」に改めること。

第二 目的規定の新設

この法律は、災害が当該地域の住民の生命、身体及び財産に多大な損害をもたらし、その生活に重大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金、災害によりその居住する住宅が全壊し又は半壊した世帯の世帯主に対して支給する生活基盤回復支援金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定することにより、被災者等の支援を行い、これらの者の福祉の向上に資することを目的とすること。（第一条関係）

第三 生活基盤回復支援金の支給の制度の創設

一 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法による救助が行われる災害その他の政令で定める災害によりその居住する住宅が政令の定めるところにより全壊し、又は半壊したと認められる世帯で政令の定めるところより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令に定める額に満たないものの世帯主に対し、生活基盤回復支援金の支給を行うことができること。（第十条第一項関係）

二 生活基盤回復支援金の額は、一世帯当たり、その居住する住宅が全壊した世帯に對するものにあつては五百万円、その居住する住宅が半壊した世帯に對するものにあつては二百五十万円をそれぞれ超えない範囲内でその世帯に属する者の数に応じて制令で定める額以内とすること。（第十条第二項関係）

三 生活基盤回復支援金は、その災害による居住住宅の全壊または半壊がその世帯に属する者の故意または重大な過失によるものである場合には、支給しないこと。（第十一条関係）

四 租税その他の公課は、生活基盤回復支援金として支給を受ける金銭を標準として、課することができないこと。（第十二条関係）

五 都道府県は、生活基盤回復支援金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとし、国は、それにより都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。こと。（第十二条関係）

第四 災害援護資金の貸付制度の充実

一 災害援護資金の一災害における一世帯あたりの貸付け限度額は、五百万円を超えない範囲内で政令で定めるものとする。こと。（第十三条第二項関係）

二 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む）は、十二年を超えない範囲内で政令で定めるものとする。こと。（第十三条第二項関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の災害被災者等支援法の規定は、平成七年一月十七日以後に生じた災害に関して適用すること。（附則第一項関係）

二 阪神・淡路大震災に関し市町村が条例で定めるところにより生活基盤回復支援金を支給する場合においては、第三の五に関わらず、国は、それに要する費用の全部を負担するものとする。こと。（附則第二項関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第三項及び第四項関係）

被災者支援法案の内容

市民立法案など継続
震災対応が課題

[illegible]

決議で要求された「阪神大震災被災者に対する法と同等の行政措置」の実現に向け、独自の行政増置案を作成する方針を明らかにした。

自然災害で住まいを失った被災者に
最高100万円を支給する被災者生活再
建支援法が成立した15日、市民グルー
プ「市民一議員立法実現推進本部」(小
田翼代表、事務局・芦屋市)は、付帯

成立後、東京・永田町の
 中央病室・護国会館で記者会
 議の小田代議長は「阪神大
 震災の被災者に対する付帯
 決議の中身は悪くもいず
 るため、左総額を左金
 とした具体的政策を採った
 「三語案」の意義、東
 事務局局長は「これで終
 りではない」。古賀長蔵の内

每日新聞

1998年(平成10年)5月16日(土曜日)

市民団体「付帯決議の中身濃く」

この被災者を救済す、内
務省に水十分の一、行
政費に二、一、風や旱
害に三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

措置の實現へ努力
眞原俊昭 著
法政記者に於て法律と國
家の支拂權を説くべきこと
の解決がされた以上、
つて、彼が代表する
制度として、
一日も早くこの措置
が實現されることを
望む。

西たけしんりつにる熱疾
 現は、絞つたが区發た。おかつ
 強へ風つた。おかつ
 の眼一歩を留め玉けたに
 心を動けだ。左様だ樂に
 ちる行政措置で玉けたら
 かも知れぬが、お玉米の
 が、玉米の腹のしんじつ
 だ。

關係
制度の充實を求める

府政變への現勢を把握し、
 國策を定むる公的機関を
 設置し、内外の關係は
 一應政治的進退と許す
 事柄を出て川内博史院藏
 風（民主）は「法の精神を
 生かす」とは、政和大變
 がある内容のため、一應
 以辭の表裏に行政機構をす
 屋敷を示した。

1995 • 1996 • 1997 • 1998 •

[illegible]

電解液に欠けた。

これは言えよう。これがらむ
いかなることはない。」

「さうなら黙つておられなさい。それでは、さういふことをしなさい。」

べき。鹿児島県でも昨年7月、出水市で土石流災害が発生している。不十分だとはい思つが、被災者の公的支援に道を開いた点は前進といふべき。

1995 • 96 • 97 • 98 •

[illegible]

◇ 立ちまでの動き

LL

ISSUE BRIEF

被災者生活再建支援

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 437 (FEB. 4. 2004)

はじめに

第142回国会で制定された被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）は、1998年（平成10年）11月に施行され、これまで被災者の支援にそれなりの役割を果たしてきた。しかし、実際の適用にあたって多くの問題点が指摘されており、また、附則で検討することとされた住宅再建支援についても、様々な議論が行われてきた。施行後5年を見直しを行う旨の附帯決議もあり、昨春秋にその時期を迎えた。見直しに向けて全国知事会や「自然災害から国民を守る国会議員の会」（以下「災害議連」という。）などから様々な提案がなされ、政府（内閣府）も第159回国会（常会）に法改正案を提出する予定である。本稿では、被災者生活再建支援法や住宅再建支援をめぐる議論を紹介する¹。

I 被災者生活再建支援法成立までの経緯

国土交通省 国土交通課 大塚 澤村

1995年に起きた阪神・淡路大震災は未曾有の被害をもたらした。1991年の雲仙普賢岳噴火災害や1993年の北海道南西沖地震では、被災者の生活再建に義援金が大きな役割を果たしたが、阪神・淡路大震災では、約1,800億円もの義援金が寄せられたものの、被災世帯が多く、一世帯あたり数十万円であった²。阪神・淡路大震災復興基金も設立されたが、被災者の生活再建はなかなか進まず、新たな支援制度を求めて様々な提言等が行われた³。

調査と情報
第437号

それらの動きを受け、「日本を地震から守る国会議員の会」（自民党、社民党、さきがけの与党3党の国会議員で構成）が中心となり、住宅再建支援の検討を行う旨の附則条項が明記された被災者生活再建支援法案（与党案）がまとめられた。一方、第140回国会（平成9年）には、新進、民主、太陽の3野党による「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」、作家の小田実氏を中心とした市民運動に賛同する超党派の国会議員による「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されていた（野党3党案は廃案のうえ、第141回国会に再提出）。継続審査となっていたこれら2法案と先の与党案の一本化に向けた協議の末、共産党を除く各会派が合意し、第142回国会（平成10年）に被災者生活再建支援法案が6会派共同で提出された。

国会では⁴、まず支援金が個人補償に該当するか否かが論点となった。発議者は「生活再

ガレキの中から生まれた「市民Ⅱ議員立法」運動

被災地の現状を全国へ

玄 香実

震災後一年経っても被災者の困窮ぶりは深まるばかりで、家持ち、マンション持ちとなった中流層までが二重のローンで苦しんでいたり、仮設住宅では孤独死、自殺が相次いでいた。

しかし、この悲惨な被災地の現状を東京のマスコミはあまり取り上げることなく、オウム、サリン事件が主なニュースであった。

そんな折り、被災地で小田実さんたちが国に対して公的援助を求める「阪神・淡路大震災からの緊急・要求声明」を発表した。その数日後、ある新聞社の夕刊コラム「素粒子」がこのことを載せた。これが私たち「市民Ⅱ議員立法」の忘れもしない最初の全国版報道であった。

その後、四月十九日に公的支援実現のための最初の東京集会が中野サンプラザで開かれた。社会的弱者のみならず、一般的生活者の中から孤独死、自殺者が相次いでいる被災地の現状にもかかわらず、いまだもって公的支援を一円たりもしない国に対する怒りと憤りを始めて生々しく聞いた参加者は一様に驚いた。

今まで被災者が気の毒、大変だから支援するというところでこの運動にかかわってきた支援者は今、被災市民が見捨てられるということ、明日の我が身であること。今や被災者への生活基盤回復のための公的支援は不可欠であるという共通認識を確認した。

その実現のための市民のうねりをつくる大きなきっかけとなった集会であった。

集会の前日とその日、東京の新聞の社会面で初めて、私たちのニュースが全国版で載った。

風は果たして、被災地から東京、全国へと大きく吹くだろうか？それまで半信半疑であった私はその日、集会と東京の新聞報道を通じて、何か今までとは違った手応えを感じていた。

とにかく、いよいよ舞台は東京へと移ってきた。

これからは東京に住む私だからできることがいっぱいある、家事と仕事のあいまをぬって時間と身体の許すかぎり、私のできることをやってみようと思った。家族には少し負担をかけることになるが、やむをえなかった。震災二日目以来、被災地と東京を節目ごとに何回となく行き来しながら、震災に対するマスコミの報道姿勢、被災地と他の地域の人々との温度差が歯がゆい思いで肌身を感じていた私だからこそできることがある。

被災地にとどまってあげたいことが山ほどあるのに、できない自分に対するもどかしさでいっぱいであったが、それらは、「市民Ⅱ議員立法」への賛同議員を増やす国会ロビー活動や首都圏での活動で被災者をサポートすることができるようになった。

「市民立法」公開研究授業

これは人間の国が

震災後二年を迎えた六月のある日。

「市民立法」の熱心な支援者であり、都内の都立中学校の社会科教師である丸浜江里子さんから「震災」を考える研究授業を自身の社会科の時間に行うので、ぜひ見に来てほしいとのうれしい電話があった。早速授業参観に行くことにした。

先生は授業で、「地震大国であるにもかかわらず、現在日本では大災害が起こった時、生活再建のために個人に対して補償する制度がないので、国が公的援助を行う新たな法制度を市民の手で作ろうという運動が被災地で始まっています」と「市民Ⅱ議員立法」の運動のことを紹介されていた。

続いて、アメリカはノースリッジ地震のとき被災市民に最高二万二千ドルの援助を連邦政府、州政府の責任において行いました、と説明すると「ヘーロー」という驚きの声と共に、生徒のざわめき声が教室に響いた。

このような授業のやりとりのもと、「市民Ⅱ議員立法」実現推進本部（兵庫）へ激励の文章、もしくは授業のまとめを生徒全員が書いて、公開研究授業をしめくくった。

その時の中一の生徒たちの感想文の一部をここに紹介しておきたい。

「僕はこの授業ですごいことを学んだような気がします。…天災だから個人の補償はしないという日本の政府の考え方に一言言いたい。国民が払っている税金は国民のために使ってほしい。義援金なんかたよらないで…」

「現地で二年もたつてみんな国の援助を受けて元通りの生活をしていると思ったら違いました。…あのあと家が全壊していても三十万しかもらえずと聞きおどろきました。三十万円は税金から払われていると思いきや、なんと義援金からと聞きあきました。国は何をやっているのかと…」

「アメリカの地震にたいするすばやい対応におどろいたけど、日本の地震に対する甘い考えにおどろきました。私は、震

度五にしか耐えられない街にした人に聞いてみたいのです。『あなたはお金と命どっちが大切ですか?』と、その答えは多分命だと思います。だけど実際、その人はお金が大切なのです。そのことはとても恥ずかしいことだと思います。

これから先はまた地震が起きても神戸の時と同じ程度だと、みんな不安がいっぱいになって安心して暮らせなくなります。政府が個人に援助しないということは、死にかけている人を皆殺しにすることだと思います。何人死ねば政府は個人に援助してくれるのでしょうか」

「二年前つらい地震があつて落ち込んだり病気になる人もいたけれど、そういう人たちを見て『生活再建援助法案』を立案した方達がいて本当に良かったと思います。今も苦しんでいる人が今もいることを決して忘れないでその人を救うには、またこれから同じようなことがあつた時、どんな対策が最良なのかということを考える人がいるということが証明されたからです。『自分のことは自分で』という人もいるみたいだけど、そんなことをしたら日本の政府なんていなくなってしまうと思います。何のための政府、誰のための政府なのかということを考え、物の置き方や災害時に役立つものをしっかり備えておくことも大事なことだと思います」

まだ、あどけなさが残る中学一年生ではあるが、「阪神・淡路大震災」の授業を通じそれぞれがやさしさ、いたわり、素朴な疑問、それでいて物事の本質を藪に着せぬ言葉でズバリと書いている内容の文書を見て、久しぶりに心洗われ、爽快感を味わった。

分かりにくい言葉で弁解がましく言いわけしながら、「市民Ⅱ議員立法」案の賛同署名になかなか応じてくれない国会議員の皆さんにこの生徒たちの感想文をぜひ見てほしいと思った。

受験勉強にはそれほど役に立たない授業かもしれないが、被災者の痛みを自身のものとし、どうすれば被災者が救われるのか真剣に考える心と心が響き渡る教室であつた。

昨今、「学級閉鎖」「授業放棄」を取りざたされている悩ましい日本の教育現場にもまだこんな素晴らしい授業があるとは。私は、この授業の主役である生徒、先生たちの「市民立法」のたのしい応援団のように思え、喜びでいっぱいであつた。人は誰しもどこかで何かでつながって生きているのだと実感した。

その頃、国会ロビー活動で少々疲れきりであつた私は、何者にも代え難い強い心の支えとなつた。

定番の有楽町マリオン前リレートーク

震災十年報告

市民Ⅱ議員立法総括

そして「災害基本法」へ

(17日刊)から

賛同議員を増やす国会ロビー活動を一九九六年九月から始めて十一月十九日には十七名の賛同議員が、衆議員二十二名、参議員二十二名に増えた。しかし、十一月二十日付「朝日新聞」朝刊には、「自民党が役員連絡会で阪神・淡路大震災の被災者への国による個人補償は難しいとする方針を打ち出した」と報道されていた。

十月の衆議院総選挙での被災地自民党候補者の公約はなんだつたのか? アンケート公約はパフォーマンスだったのか? やっぱりという思いとカベの厚さを感じた。

しかし、私達はめげずにひたすら賛同議員を増やすロビー活動を続けた。それと同時に、東京での集会、議員協議会等の国会での活動で被災者が上京するたび有楽町マリオン前でリレートークを行った。

震災一年半も経つと、関心が薄れているといわれる東京の人達に義援金では復興できない被災地の現状を知らせ、明日はわが身、みなさんの問題だと訴えた。

市民立法案「生活再建援助法案」に賛同する超党派国会議員と被災者、地方議員が同じ街宣車に乗り、街頭でのリレートークは市民Ⅱ議員立法「災害被災者等支援法案」の審議入りを求める局面、また、法案が「つるし」の状態で廃案になる寸前、最終的に「被災者生活支援法」が成立するまで、その重要な節目のたびに定番の有楽町マリオンはもちろん、全国初の意見書採択した東京都保谷市や新宿、中野、萩窪、練馬の光が丘の駅前でも、銀座や新宿の歩行者天国でも行った。

多くの議員は一九九六年十月に実施された衆議院選挙で初当選された新しいタイプの議員であるが、議員事務所へ訪ねていった私たちにすぐ会い、「もちろん賛成です」と賛同署名を書きながら、あの震災の時、薬害エイズ患者も停電や倒壊の中で十分な治療ができるようになるまで大変だったという話をなさっていた。

家西さんが街宣車の上でリレートークする順番になったが、秘書の方が議員の足が不自由なんで、下でマイクを握るよう勧められた。

私もそう勧めたが、議員は「いや大丈夫です」と靴をぬいで靴下のまま街宣車のハシゴをゆつくりと登り、街宣車の上で

力強く被災者に公的援助をと訴えられた。

靴をぬいで不自由な足で一步一步はしごをふみしめて登っていった光景を見ていた緒方靖夫議員と私は涙をうかべながら、リレートークを終えて下りてこられた家西さんと無言で感謝の握手をした。

あの熱い思いは十年経った今も私の心の中で冷めることはない。

「市民」議員立法」支援市民として、同胞として

—日本を「人間の国へ」の新聞意見広告—

災害での死者に対する公的援助とも言える現在の「災害弔慰金」に対し、生存者への公的援助とも言える「市民」議員立法」案は「災害被災者等支援法」と名づけられた。

私たちは、やっと参議院に上程されたこの憲政史上初めてとも言える法案が速やかに審議され、成立するようあらゆる手を尽くした。

何よりも広範な「世論の後押し」が不可欠であった。大阪、神戸の新聞、マスコミは二年目を迎えてもまだ震災関連の報道を少なからず流していたが、東京といえれば関心が薄れていたのか報道件数が激減していた。

そこで、より広く「心」ある市民に呼びかけるため、新聞に意見広告を出すこととなった

「小さな広告」ではあったが、これは地域間の温度差を一気に縮めるのに大きな風になった。二回目の意見広告では、デモの日付を記入して参加を呼びかけた。

新聞広告を見て初めてデモに参加された市民は意外に多かった。六十代の主婦、大学生、大学教授などもかけつけてくれた。

また、あんなに小さな意見広告ではあるが、その翌日、二年ほど音信不通だった懐かしい学父母から電話がかかってきた。「虫メガネでよく見ると、玄さんの名前があったので、びっくりしました。在日朝鮮人二世であるあなたが『市民」議員立法』の東京事務局長として活躍しているのを新聞で知り、同じ同胞として本当に誇らしい。

私にできることは何もないが、こんどの意見広告にはぜひ一口参加させてほしい」と言って、チャンヂャ（たらのあらをキムチづけしたもの）とか、キムチを手作りで総菜し近所の日本人に売って稼いだ小遣いで一口分一万円のカンパを寄せてくれた。日々の生活に四苦八苦しながらも、できる範囲で参加してくれた彼女の心遣いが何よりもうれしかった。

かくして、その同胞女性の名は二回目の意見広告に私たちと一緒に名を連ねることになった。

「市民」議員立法」運動をより広く知ってもらうため、地方に出かけ、集会でアピールすることも積極的に行った。

当時、茨城県つくば市在住で、その後はドイツに住んでおられる青木さんたちのつくば市民の集会に呼ばれた。

小さくはあるが、心づくしの手づくりによる集会が終わった後、五十代後半の女性が私のそばに走ってくるなり、「私は金本と日本名を名乗っているが、在日韓国人です。今日の集会のチラシに載っているパネラーの名前を見て、もしや同じ同胞ではないかと思ひ参加しました」

その女性はスクラップの会社を夫婦で経営していたが、阪神・淡路大震災の折、中古のバスを被災地にカンパしたことがあり、しばらくして主人も不治の病で亡くなったので、阪神・淡路大震災と聞くと主人のことが思い出されて竜ヶ崎という隣の市からわざわざ二時間くらいかけて参加されたそうであった。

「金本」さんは、「在日朝鮮人であるあなたが、日本人がやらなければいけないような大変なことをしている。がんばって」と言いつて握手を求めてきた。私は思いがけない地域での同胞との不意の出会いと彼女の言葉に喜びあふれんばかりであった。私も、彼女も今まで日本でのような歴史を生きてきたのか、お互い知るよしもないが、今、真に「市民立法」の支援市民として、同胞としてめぐり会えたのである。

ここにも私たちの同胞がたくましく生きている。そう、同胞達はさまざまな辛苦に満ちた歴史を経て日本の全国津々浦々にしっかりと根をはって生活しているのだ。

私は、「市民」議員立法」が縁となってつながる人の輪の広がりを感じていた。

一九九六年十一月二十九日、被災者への個人補償などを盛り込んだ「生活再建援助法」の立法化への第一歩を踏み出す第一回「市民・議員協議会」が参議院会館で開かれた。

私たちはこの日の法案の賛同議員をより多く協議会に参加させるべく、被災者と共に議員事務所へ何度も足を運んだ。

デモ集会場所に誰よりも早く待ちうけているのは、耳にイヤホーンをつけた私服の刑事らしき人と警備の警察官、それにパトカーである。彼らの姿を確認すると、さあ始まると身をひきしめながら、ロビー活動と座り込みをしていた私たち被災者と支援市民はデモの列を整える。

時間ぎりぎりになって法案提出賛同議員である栗原君子さん、山下芳生さん、本岡昭次さんら、また地方自治体議員もぞくぞく集まってきた。夫婦でいつも座り込みデモに参加しながら写真撮って下さる横浜の岩田さんらの顔も見える。

当日、百数十名は参加したであろうか。議員もデモの列で市民と肩を合わせ、「被災者に公的支援をー」この横断幕を持ってデモ行進したかと思うと、参議院会館前では急いで議員面会所前へ走り、私たちの請願受けつける側にまわるというように一人二役をこなしていた。

デモは三宅坂の社民党会館前で集合出発し、民主党本部のあるビルを左折し、国会議事堂へと向かうのだが、参議院会館前から衆議院会館前までの間は先頭のデモ隊が持つ横断幕以外は各自が持ち寄った国や政府への要望を書いたものは持っていないルールになっている。また、シユプレビコールをすることもできない。

そこで私たちは、全国から集めた黄色の寄せ書き布を一人一人首にかけ、うしろ一面見えるようにしたり、黄色いリボンを足や手、腕、帽子にまき、デモに参加する人々の意志をなんらかの形で示すのにいろいろ工夫したものである。

「住専救うなら被災者救えー」、「銀行にはどっさり被災者にはチビチビー」、「すべての被災者に公的援助をー」、「自殺者、孤独死をこれ以上出さなー」、「日本を『人間の国へ』」オー

ハンドマイクのシユプレビコールに合わせてデモ参加者はこぶしを振り上げて黙々と歩く……国会めざしー大声をはりあげながら……

参議院会館手前の信号にさしかかると、警備の警察官から基本ブラカード以外ははずすようにとの指示がある。

信号を渡ると、いよいよ国会議員らが請願を受けつける参議院議面会所に近づく。ここから衆議院まではシユプレビコールをあげることができない。無言のデモに入る。

そもそも国会請願デモとは、集めた請願署名を衆・参の議面会所前で議員に手渡しながら十分くらいの間に請願受付に参加した議員に市民側数名が請願主旨を訴え、国会議員はそれに答え、各党代表一人ずつ請願実現への決意を述べるといった一種の儀式のようなものである。

私は議面所に近づくにつれ、今日はどんな議員さんが議面所に立っていらっしやるのか、昼間国会内事務所を歩き、請願デモ参加を訴えた効果は果たしてどれくらいあるだろうか。

一抹の不安と期待がいりまじった中で、デモ行進に参加していた。

いたいた、法案提出賛同議員のあの方も、秘書の方もいらっしやる議面所サイドには党の看板が立つ。

各党への請願手続きを終え、党として請願に賛成の時は党の看板が立つ。議員はその党のタスキをかけて請願受付に立つ。しかし、私たちのデモの場合、党の看板もなく党のタスキもつけない議員が議面所に立っていらっしやったことがたびたびあった。

第一回目の請願デモの時には「災害被災者支援法」の提出賛同超党派の議員が所属する新社会党、共産党、社民党、民主党の看板が立っていた。二回目は党の看板が一つ少なくなったりもしたが、党の看板、タスキがない議員も「一人の支援者」として堂々と議面所に出られていた。党のタスキはかけていないが、約束したとおり議面所に出てこられた議員たちの姿が頼もしく見えた。

議面所での請願が許される時間は十分位であるが、私たちは必ず参加全議員に黄色い布に寄せ書きをしてもらうことにしていたので、とうてい時間が足りない。予定時間が超過すると、すかさず、警備隊長が私のそばに来て、「予定時間がとうに過ぎています。次のデモが続くので早く移動を」と急がすのである。

私は「夜通しバスにゆられ神戸から上京した被災者が思いのたけを議員に訴えているので、もう少し待って下さい」と言いながら、警備隊長と時間延長をかけあう。その一方で「時間が過ぎ、間に合わないのだから衆議院議面所へ徒歩ではなく、小走りに早く移動して下さい」とデモ参加者を促さなければならない。

時間どおりに来ないデモ行進にしばれをさらした衆議院議面会所前にいる議員から私の携帯に電話がかかってくる。「玄さん、本会議が始まるから早く来てーあと少しで面会所にはいらなくなるので」と催促される。

このように、冷や汗をかきながら面会所での「請願」を終え、首相官邸前を左折すると、ブラカードを持ち、シユプレビコールをあげながらのデモらしいデモがやっと出来るようになる。

そこから官公庁街に入り、日比谷公園噴水前までのデモコースが緊張感から解放された一番気楽で足どりが軽やかになる区間である。

道ゆく人にビラを配り、肩をならべたデモ参加者ともやっと笑顔の会話がゆきかう。私はデモの前のほうに行ったり、後ろに行ったりして、やっと全体に目を配ることが出来る、我に戻る。

日比谷公園の噴水場まで来ると、ぐるりと輪になったデモ参加者がそれぞれの立場で感想と決意をのべ、力強い「すべての被災者に公的援助を」「市民立法」を実現させよう！オーのシュプレヒコールでやっとデモの長い一日が終わる。

私は請願デモ参加前は、デモはただの儀式みたいなもので、私たちの法案実現にはいかほどの効果があるかと疑問視していた。

しかし、党として看板を立てる、議員が党のタスキをかけ面会所に立つという重さ。とりわけ、看板もタスキもないが、一人の法案賛同議員として多忙の中、議面所に立たれる勇氣には胸うたれた。

請願デモを何十回したからといって法案が成立するシステムはこの国にはない。あくまでも各委員会での賛成多数決が法案成立へとつながるようになっていく。だからと言って、請願デモ参加者に法案成立への決意を述べる国会議員の発言の重みは軽くないのである。

また、請願デモがこの国に対する市民の民主主義の意思表示の一つであることに違いはない。あくる朝、東京の新聞に私たちのデモのニュースは載らなかったが、被災地の神戸から取材に来た朝日、毎日、読売、神戸の各新聞の関西版には載っていた。

「市民立法」実現のプロセスと国会の現実

一九九五年九月二十六日、「市民・議員立法実現推進本部」が発足し、当初十七名の賛同議員から約一年半がかりの国会ロビー活動を経て、一九九七年五月二十日には衆参百二十名以上の賛同議員を集めていった。

を実感した。

発議者は田英夫（社民）、本岡昭次（民主）、山下芳生（共産）、栗原君子（新社）、片上公人（平成会）、島袋宗康（二院クラブ）の六人であり、あと賛同議員三十三名の署名なつ印を集めるため、被災者達と推進本部メンバーは手分けして議員事務所を訪ね歩いた。

しかし、いざ署名なつ印となると、賛同署名議員の中には新進、民主、太陽の三党が別の特別立法を出しているので、応じない議員も出てきた。

参議院には党議拘束はないはずなのに、そんな議員をまのあたりにして「それいよいよ出てきた本音と建前、党利党略が……」と心の中で怒りを覚えた。

そういえば、当時民主党の幹部に市民立法賛同を訴えたと、「あなたがたはなぜ恒久法にこだわるのか」と問われたことがある。

その時、「同じ被災者の苦しみをこれからの被災者にはさせたくないからだ」とすぐさま隣にいた夜行バスにゆられて神戸から来た被災者が言い返した。

いつも正面からぶつかって運動していた私達市民には支援法に対する各党派の思惑がこの頃、永田町に渦巻いていたのを知るよしもなかった。

かくして恒久法である「市民法案」は参議院へ正式提出され、新進党を中心にして提案された野党三党による阪神・淡路震災被災者のみの特別立法法案は衆議院に提出された。

一九九七年六月の通常国会会期末まで残り一ヶ月を切っていた。

「つるし」・魔案・首の皮一枚でつながった

法案を提出して季節は春から夏に移り、国会前の銀杏並木も黄ばみ秋の通常国会が終わりにさしかかってもこの国の国会は審議に入らない。

私が中野区で「市民立法」案の意見書を提出したときは区議会でしたらすぐ審議し、参政権のない私でも委員会で直接議員に主旨説明ができたにもかかわらず、国会は戦後民主主義の慣行の中でそうだったのか、全然審議する気配がない。いやな法案は放っておく、審議しないで、あるのに、ないような状態におく、これを「つるし」と永田町での業界用語では言うらしい。

「つるし」にしておいて、そのまま国会会期が終わると自動的に廃案になる。廃案になると、また一から提出賛同議員を募り、提出やりなおしということらしい。

難産の末に生まれた法案を「つるし」にし、会期末になって廃案になったら大変だということで私たち推進本部は、速やかに法案審議を求め、被災地や全国で集会をしたり、座り込み、地方議会での意見書採択や新聞意見広告を出したり、ありとあらゆるところで法案成立を訴えた。

市民は市民として、議員は議員として、作家は作家として、記者は記者として、教師は教師として、主婦は主婦として、自分ができる範囲で被災者も支援市民も「市民立法」に参加した。

議員も必死になって「つるし」回避のために頑張った。かくして国会会期末ぎりぎりに衆議院に提出された特別立法法案は廃案となり、「市民立法」案は参議院での継続審議となった。

「市民立法」案は、「本当に首の皮一枚でつながった」と言ったのは、私達と共に「つるし」回避に奔走した賛同議員であつた。

ともかく首の皮一枚でもつながったことは被災者の希望が建たれることなく継続されたことで、私はすぐさま兵庫の推進本部へ電話を入れた。

一九九七年五月二十日、「災害被災者等支援法」上程から国会周辺デモ、有楽町マリオン前リレートーク、「市民」議員協議会、「人間の国へ」（新聞意見広告）、六・三決起東京集会を開いたり、災害対策特別委員と何度も会って審議入りへの要請行動をしたり、一ヶ月足らずの間、国会内外でありとあらゆる手だてを尽くした。

しかし、「つるし」も「廃案」も最終的決定は必死の訴えをしてきた市民が下すことはできない。すべて国会議員が決め、公的支援が常態であるとする市民が得るべきものはある。

と首の皮一枚でつながるのが今の日本の国会の実現であるということをお願いされた。しかし、公的支援問題が国会内で私達の「市民立法」案を軸に展開されたという事実は、この「公的支援」に関する勉強会がよく示している。真つ先に「市民立法」案が上程され、大分経ってから与党の「基金案」が提示され、また、衆議院で廃案になった民主党の阪神大震災だけに限定された「特別立法案」までが法案勉強会直前に参議院に上程されたことで明らかであろう。

被災三年後、四度目の冬を迎えた頃、兵庫県知事が考えた「基金案」を下敷きにして自民党が新たな法案を出す動きを見せていた。

いよいよ「公的支援法」議論も大詰めを迎えていた。このような中で推進本部はすぐさま「災害被災者等支援法」市民議員共同声明を発表し、市民、議員の意志をより広範な人々に伝えるべく一九九八年三月一日、渋谷にて国会外でも初めてのデモを行うことにした。

前日より降り続いた雪が積み残っていた渋谷の町を夜行バスでゆられてきた被災者や小田さん、山村さん、賛同国会議員、地方自治体議員らと共にデモ行進した。

渋谷の街は家族連れ、若者でにぎわっていた。東京に在住している私もめったにこない街であるが、私達の公的支援を訴えるビラを受け取った道行く人々は自分のこととして受け止めてくれるだろうか。

有楽町マリオン前、銀座、新宿の歩行者天国、中野、荻窪、練馬、亀戸、ひばりが丘駅前でのリレートークや署名等の時の道行く人々とは違った無関心とよそよそしさを感じたのは、朝方から降った雪まじりの雨のすっきりしない天候のせいだったのだろうか。

被災四年目の一九九八年六月の参議院選挙を控えた国会の「つるし」の状態の私達の法案は成立できなければ「廃案」となるため、推進本部は三月に市民の皆さんへの「最後のお願い」をした。折しも、当時NHKの朝連続テレビドラマ「甘辛ちゃん」の最終日、朝日の天声人語で私達の「最後のお願い」を見た心ある市民は国内のみならず、海外からもファクスを数多く寄せてきた。かくして国会会期末も迫った四月十日、首の皮一枚でやつとつながっていた「市民立法案」（恒久法）

と民主、旧新進、旧太陽野党三党提案の「阪神・淡路大震災被災者支援法」（特別法）の二法案の審議が始まった。

やっと幕が上がったかと思うや否や市民の前で行われたのはたった一回、参議院災害対策特別委員会、それも一、二時間間の審議のみで、あとは参議院災害対策特別委員会議事懇談会で上程された二法案と自民党を一本化する調整がなされているらしいが、密室での論議であり、私達には知るよしもなく、なすすべもない。

この密室審議で法案の行方がほぼ決まり、委員会でも正式に審議される頃にはシャンシャン審議となるのが永田町の常識らしい。

参議院で可決された法案は、金額的にも被災者の生活再建にはほど遠く、しかも阪神大震災被災者には付帯決議としていない。

本末転倒であると、私達は衆議院での修正を求めて運動を止めることなく、舞台が移った衆議院前での座り込み、災特委員会所属の国会議員とのロビー活動、そして最後の国会デモと、運動の目標を下げることなく、ひるまずにつき進んだ。

いよいよ衆議院災特委員会での審議当日、被災地から病をおして数十回、身銭をきって夜行バスに揺られて上京した被災者と共に朝から衆議院前での最後の座り込みをし、午前、午後にはデモを終え、夕方始まった委員会を傍聴するころには、被災者も私も疲れがピークに達していた。この日は休むことなく一日中動き回った。

連休明けに災特委員会へ新社会、共産以外の六党で共同提案された「被災者生活支援再建支援法」が賛成多数で可決された。しかし、私達の「市民立法案」は採決されず、そのまま委員会に残されることになった。

しかし、「災害被災者支援法」に対する思い入れ、愛着は「被災者生活再建支援法」が成立した後も、国会会期末までの一ヶ月、「市民立法」はどうなっているのかというスローガンを掲げて、毎日座り込みを続けた大和田君たちの行動からうかがい知れる。

法案が成立した後も「国会通い」が続く私に、「いつまで続くの事務局長の仕事は？」と尋ねていた娘がふらっと座り込みの国会前に現れ、「なんだ、たった二人」と言った。

座り込みを続ける私達に「どうせ委員会で採決される見通しもなく、自然廃案になる法案のためになぜ、また一ヶ月も座るの思いがこもり、被災者がつき、市民と議員がこねた立派なものである」「市民・議員立法」をきちんと審議して採決してほしかった、それを訴えるために座り込みを続けていると答えた。

いよいよ「市民立法案最期」の日、かつて「市民立法」運動を共にした被災者が「最後の座り込み」をしながら、法案の「最期」をしつかりと見届けた。

座り込みのそばにいた顔見知りとなった警備の人にあいさつした後、栗原君子議員の部屋で、秘書の今村さんから本当にごくろう様でしたとねぎらわれた。

やっぱり「市民」議員立法が一番や！

廃墟の被災地で生まれた「市民立法」は、被災者の命を賭して国会前での座り込みや署名、または全国各地自治体での「市民立法」成立への意見者採択やリレートーク、賛同議員を増やすためのこつこつとした地道な働きかけの中で確実に「市民」議員立法として育っていった。

被災市民がつくりだした「生活再建援助法案」市民立法案をたたき台とし、現存する自然災害の死者に対する「災害弔慰金」法を生かし、生存者への公的援助としての私たち「市民・議員立法」案は「災害被災者支援法案」と名付けられた。これは、「モチはモチ屋」の参議院法制局も、市民も、議員も「市民」議員協議会」を十数回重ねながら一生懸命考え、つくりあげた結果の法案名であると言えよう。

もし、「市民」議員運動」がなかったなら、どんな「支援法」が阪神大震災以後の被災者を救っていただろうか？

三宅島地震、鳥取県地震、宮城県北部地震、そして二〇〇四年の台風被害、新潟の中越地震等の被災者に公的支援はなされていただろうか？

もし、私達推進本部が提案した恒久法がなければどうなっていただろうか？

災害が起こる度に特別法をつぎはぎにして連発していただろうか？

運動を展開していた時、ある議員が私達に言ったあの言葉は今もはっきりと覚えている。

「あなた達は、なぜ恒久法にこだわるのか。わがままだ。」

「そんなにやりたかったら、自分が議員になっておやりなさい。」

十年経った今、改めてこの議員が野党でありながら、このように発言したのか、私には分かってきた。それは、彼の理念が市民の理念と余りにも乖離していたからである。

この十年、何も変わらなかったのは日本政府の理念である。それは、二〇〇四年四月に改正された「被災者生活再建支援法」から見て取れる。

全壊世帯に三百万円、半壊世帯に百五十万円を支援を支給するとなっているが、住宅本体の建築・補修のための支給は認めていない。その理由として、村田防災担当相は「個人財産の形成に税金を支払わないというのは政府の哲学」（『毎日新聞』十一月四日）とのべ、従来の立場を変えなかったのである。

しかし、この十年間、「市民立法」で育まれた人の輪は、「魂」として、「志」として生き続けてきた。末期ガンで、あと数ヶ月と余命宣告された被災者や不自由な身体を押して夜行バスに乗って上京し、国会デモや座り込みをしてきた小林さんも、二〇〇四年四月の改正案を知ることなく、病室いっぱいに張られた「市民立法」国会デモや座り込みの写真に囲まれて息を引き取られた。もう「玄さん、元氣か」というあの声を聞くこともできない。

市民立法が廃案になりそうになり、「自民党案」が出てきた時、「幽霊みたいな法案が出てきた」と言った古ヶ崎さんも亡くなられた。

しかし、あの人達のデモをしている姿、座り込みをしている姿は今も私の心に鮮明に焼き付いている。

「玄さん、市民立法運動に参加したおかげで人の輪が広がっていった私達は震災肥りよ」とさりとらと言った森さんや切畑さん……

市民としての義務を自覚し、それぞれの職業を生かして被災者のために「法」を創り上げていったこの過程は、「モノノミ」を執拗に追い求め「一喜一憂資本主義」から抜け出せず、持てる者と持たざる者、出来る者と出来ない者の差を拡大する日本の社会に多くの貴重な教訓を残した、と私は確信している。

身銭を切って夜行バスに揺られ、国会デモ、座り込みをした心熱き市民の志はこれからも生き続けるだろう。

私は、阪神大震災以降、この十年間に起きた大小の災害の復興を注視しながら思い続けてきたことがある。もし、あの時「災害被災者等支援法」（私達の「市民」議員立法）が成立していたら、「天災」から「人災」を防ぐ誘い水になっていたことであろうと。また、鳥取県や新潟県のように、自治体が独自に数百万円を上乗せし、公的支援をすることもなかったであろうと。

なぜならば、私達の法案は生活基盤回復のための支援金を国が最高五百万円支給する案だったからである。



(文京区民センター)



